

# 公民(科)教育の立場から 主権者教育のあり方を考える



東洋大学文学部  
栗原 久

1

## 日本公民教育学会について

- 設立:1989年12月
- 設立の背景:1989年告示の学習指導要領で、高校「社会」科が「地理歴史」科、「公民」科へと再編
- 会員数:約370名(小中高校,大学の教員)

2

## 主な活動

---

- 学会誌「公民教育研究」の発行
  - 全国研究大会の開催
  - 春季シンポジウムの開催
  - テキスト等の刊行
    - ・『テキストブック公民教育』
    - ・『公民教育事典』など
  - 科研費を受けての共同研究活動
- 

3

## 主権者教育に関わる学会の活動

---

- 学会は、会員に口頭報告や論文発表，共同研究の場を提供するプラットフォーム。
- したがって，公民教育学会が主権者教育に関わって統一した見解等を示したことはない。

4

## ただし、18・19歳がはじめて参院選で投票した2016年には...

---

- 2016年6月19日(日)
- 第27回日本公民教育学会全国研究大会(鳴門教育大学)
- 大会テーマ:18歳選挙権時代の公民教育の課題を考えるー学習指導要領の改訂を視野に入れてー

---

5

## この時の課題研究では...

---

- 第2課題「18歳選挙時代の主権者教育を考える」
- コーディネーター 西村公孝(鳴門教育大学)
- 発表者  
仲村秀樹(東京都江東区立東陽中学校)  
三木野博之(徳島県立城西高等学校)  
林俊太(愛知県新城市役所企画部)  
西村公孝(鳴門教育大学)

---

6

## 現在、取り組んでいる科研プロジェクト

---

- テーマ:新科目「公共」を核とした公民教育を小中高等学校で効果的に推進するための調査研究(2017~2019年度)
- この共同研究は「公共」をテーマとしているので、18歳投票権、18歳成人、SDGsなどが関心事になっている。

---

7

## 公民(科)教育に関わってきた立場からすると...

---

- 2000年代に入ると、イギリスの影響からシチズンシップ教育に関わる研究が増える。
- 2009年の裁判員制度導入で、法教育、模擬裁判ブーム。
- 2015年の公職選挙法改正の頃から、主権者教育関連の研究が急増。
- 2015年9月「私たちが拓く日本の未来」公表
- 「模擬投票」などを教科の枠を超えて実施する学校が増えた。

---

8

## 率直な感想

---

- 社会(公民)科は、戦後70年以上、「社会認識を深め、公民的資質を育成する」ことをねらいとして実践されてきた。
  - 「公民」とは「(citizen) 国家の政治に参加する権利をもつものとしての国民。市民。」(『大辞林』)のこと＝主権者。
  - シチズンシップとは、公民的資質(主権者が有すべき知識や態度、技能など)のことではないか。
- 

9

- 
- つまり、公民的資質を育成する教育、主権者を育む教育は、これまで社会(公民)科で取り組まれてきたはずではないか。

10

## そして、率直な反省

---

- 社会(公民)科は、教室の中で完結する実践にとどまってきた。
- つまり、合意形成や社会参画、投票行動にまで、実践は行き着かないことが多かった。
- 「公民的資質を育成する」といいながら、実際の授業は、教科書の逐次解説をやっているのに過ぎなかったのではないか。

---

11

- 
- 中3の社会科公民的分野の授業は、実質、2学期スタート。入試は目前。「よりよい社会を目指して」どころではない。
  - 多くの社会(公民)科教員(特に高校)は、学問ベースのトレーニングを受けて教壇に立っている。社会参画といったことには、あまり関心のない方も。

---

12

## これからの主権者教育に向けて...

---

- そもそも言えば...
- 19世紀イギリスのチャーチスト運動, 大正期の普選運動, 市川房枝らが主導した婦人参政権獲得運動など, 選挙権の拡大は人びとの強い要求によって実現してきた。
- しかし, 18歳選挙権は、若者の切実な願いと行動から現実化したものではない。主権者教育, さてどうするか。

---

13

## 新学習指導要領における主権者教育

---

- 小中高の関連をどうするか。特に, 中3公民的分野と高校「公共」との連携, すみ分け。
- 「ごっこ」と批判されない「模擬的な活動」(模擬選挙・模擬裁判など)をどう実践するか＝効果検証の必要性
- 「専門家や関係諸機関等と円滑な連携・協働」をどのように図るか＝「丸投げ」批判を受けないために

---

14

- 
- 他教科等との連携をどう図るか＝家庭科，総合的な学習（探究）の時間，道徳など
  - 学校教育，特に，教科（社会科・公民科）の授業時間は限られている。「あれも，これも」ではなく，「社会（公民）科の授業だからできること（やらなければならないこと）」に主権者教育の学習内容を重点化。
  - 公民館等での社会教育，家庭教育との連携，すみ分けの可能性は？
- 

15

## そこで，選挙制度を「構想」する授業

---

- 中学校社会科公民的分野「内容の取扱い」  
(1)エ 合意形成や社会参画を視野に入れながら，取り上げた課題について**構想**したことを，妥当性や効果，実現可能性などを踏まえて表現できるよう指導すること。

※構想とは：これからしようとする物事について、その内容・規模・実現方法などを考えて、骨組みをまとめること。（大辞林）

16

# たとえば、「シルバー・デモクラシー」という「課題」

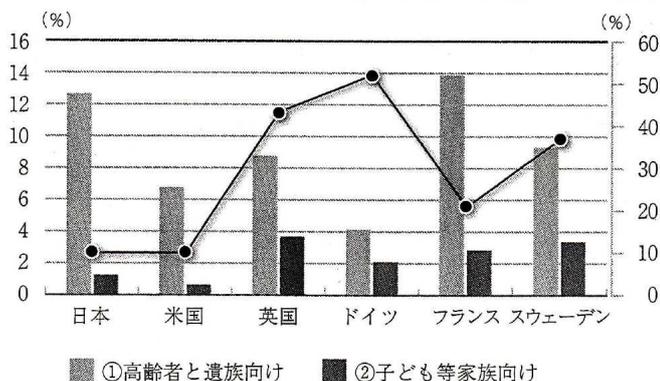
- 人口数...25歳＝約122万人  
65歳＝約220万人 (2013)
- 投票率...20代＝33%  
60代＝68% (2014総選挙)
- 投票数...  
(25歳) 122万人 × 0.33 = 40.3万票  
(65歳) 220万人 × 0.68 = 149.6万票

17

## 結果として...

- 高齢者向け、子ども等家族向け社会保障費用の比較(2015)

図表2-5 高齢者向け、子ども等家族向け社会保障費用の比較



出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2015)

左目盛り: ①②の支出がGDPに占める割合  
右目盛り: ②/①

八代尚宏『シルバー民主主義』中央公論新社, 2016年

18

## 経済的視点から民主主義を考えさせる

---

- 投票へ行かないで、若者は損していないか？
- 「政治は、価値の権威的配分である。」(D.イーストン)
- 国会の重要な役割の一つは、「予算の議決」である。
- 選挙に行かないと、予算(お金!)という「価値」の配分を受けられなくなって、損するということ。

19

## シルバー・デモクラシーは解決できるか？

---

- なぜ、人は投票に行くのか？
- 利益(効用)か、義務感か？
- 合理的な投票者は、「投票の利益 > 投票のコスト」ならば、投票へ行く。
- 投票のコストには、どのようなものがあるか。
- 投票のコストを下げるのに、公民教育はどのように関わられるか。

20

## 投票のコスト

---

### □ 投票の機会費用

→投票に行かなければできたことの価値  
(期日前投票, 投票時間の延長などの対策)

### □ 投票のための情報収集コスト

→選挙制度, 政党の公約, 候補者の人柄などの  
情報収集に関わるコスト

(選挙制度などを公民の授業で学ばせることは,  
情報収集コストの低下に役立つ?)

---

21

## 投票の利益(効用)

---

### □ 「私の1票で選挙結果が決まる」ことはあるか？

□ もし, 人口の少ない若年層の意見を, より強く政治に反映できる選挙制度の工夫(改変)ができれば, 「投票の利益」を実感できるようになるかもしれない!?



22

# 若年層の意見をより強く政治に反映できる選挙制度？

---

## □「年齢(世代)別選挙区制度」

- ・若年区(10~30歳代), 中年区(40~50歳代), 老年区(60歳代~)に選挙区を分け, 各年代の人口に応じて議席を配分する。
- ・人口の多い老年区には, 多くの議席が配分されるが, 投票率に関わりなく, 各年代を代表する議員を議会に送れる。

## □「ドメイン投票方式」

- ・ドメインは, この投票方式を考案したアメリカの人口学者の名前。
- ・投票権を持たない子供の票を, 親が代わって投票する。例えば, 両親に子ども一人の場合, 父親1.5票, 母親1.5票とする。

## □「余命投票方式」

- ・平均余命年数の長い若年層の一票の価値を, 余命の短い高齢者よりも高める。

23

# 妥当性, 効果, 実現可能性

---

- もちろん, 投票の義務化や投票可能年齢の引き下げなども, 若年層の利益を国政に反映させる手段になる。
- これらの改革案を, 「妥当性」「効果」「実現可能性」の観点から評価すると, どうか。
- シルバー・デモクラシーのパラドクス: 高齢者の政治的影響力を削ぐような制度改革は, シルバー・デモクラシーの下では実現できない!?

24

# 社会(公民)科で行う主権者教育への示唆

---

- 社会制度を自由に設計(構想)させる授業はどうか

